先端設備等導入計画の受付を開始しました !

**３年間ゼロ !　町内中小企業の新規取得設備の固定資産税**

国では中小企業の生産性向上に向け、今後３年間（２０１８年度から２０２０年度まで）を「生産性革命集中投資期間」と銘打ち、異例の措置として償却資産に係る固定資産税の特例を創設しました。

　この特例とは、市町村の認定を受けた中小企業等が機械設備を新規取得した場合、その固定資産税を市町村の判断で３年間ゼロから２分の１の範囲で軽減できるものです。

　**本町では、中小企業等にとって最も有利な特例率「ゼロ」とする条例改正を６月議会で可決いただき、また、「導入促進基本計画」の国の同意を７月２７日に得ることが出来ました。**

**申請の受付などの制度運用を７月３０日（月）から開始しています。**

１　先端設備等導入計画について

⑴　計画の概要

　中小企業等は、**①計画期間内**（３年から５年）に、**②労働生産性を年平均３％以上向上**させるため、**③先端設備等**（新規の減価償却資産（一定の要件あり））**を導入する計画を策定**し、**それを本町が認定**。

⑵　計画の認定を受けることができる方

　中小企業等経営強化法に規定する中小企業等が対象。ただし、固定資産税のゼロ特例を利用できるのは、資本金額１億円以下の法人、従業員数１，０００人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く。）。

⑶　本町の認定を受けた場合の効果

ア　認定を受けた先端設備等の固定資産税が３年間ゼロ !

イ　国の各種補助金（ものづくり・サービス補助金等）における優先採決

　ウ　事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）

２　計画の受付について

⑴　受付開始日　　平成３０年７月３０日（月）

　　受付時間　　　平日の午前８時１５分から午後５時まで

⑵　受付場所　　　国富町企画政策課企業対策係（役場２階）

　　　　　　　　　〒880-1192 国富町大字本庄4800

　　　　　　　　　TEL 0985-75-3126　 FAX 0985-75-7903